

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は二酸化炭素等、温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。

地球温暖化は 1990 年代に入り、人類をはじめとする生物界全体に深刻な問題をもたらすことが指摘され始めました。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、2021 年 8 月に最新の知見を取りまとめた IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約を公表しました。同報告書では以下の内容が示されています。

世界平均気温は、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に、地球温暖化は 1.5℃及び 2℃を超える。

人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。

気候システム全般にわたる最近の変化の規模と気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったもの等が示され、人為的な地球温暖化を特定のレベルに制限するには、二酸化炭素の累積排出量を制限し、少なくとも二酸化炭素正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、台風等による被害も観測されています。

このように、地球規模で深刻な問題となっている地球温暖化の対策を進めるためには、国や県による広域的な取組だけでなく、地域から温室効果ガスの排出量の削減を推進するため、市町村による地域の特性を考慮した取組が必要となります。

そこで、本市の地球温暖化対策を具体的に推進するために、「塩尻市地球温暖化対策実行計画」を策定し、より実効的な取組を市民・事業者と協働により推進し、市域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

2 国際的な動向

気候変動に対する国際的枠組みとして、1992年5月に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が採択され、1994年3月に発効しました。我が国は1992年6月の国際連合環境開発会議において署名、1993年5月に締結しました。UNFCCCは大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の濃度を安定化させることを究極の目的とし、本条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

また、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、気候変動枠組条約の目的である温室効果ガスの濃度を安定化させるため、2020年までの先進国等が行う数量化された温室効果ガス排出削減約束等を定めた「京都議定書」が採択されました。

京都議定書第一約束期間後（2013年以降）2020年までの温室効果ガス排出削減目標については、2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたCOP15、2010年11月から12月までメキシコ・カンクンで開催されたCOP16と継続して議論されました。COP16では、工業化以前からの全球平均気温上昇を2℃未満に抑えるために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要性を認識し、附属書I国（先進国）の削減目標及び非附属書I国（途上国）の削減行動に留意すること等を定めたカンクン合意が採択されました。また、2011年11月から12月まで南アフリカ・ダーバンで開催されたCOP17では、全ての締約国に適用される2020年以降の法的枠組みを2015年までに採択することが決定されました。

2015年11月から12月までフランス・パリで開催されたCOP21では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択され、「世界共通の長期目標として2℃目標の設定、世界の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに抑える努力を継続すること」等が規定されました。パリ協定は採択の翌年2016年11月に発効となりました。

2018年12月にポーランド・カトヴィツェで開催されたCOP24では、パリ協定の精神にのっとり、先進国と途上国との間で取組に差異を設けるべきという二分論によることなく、全ての国に共通して適用される実施指針が採択されました。

パリ協定第6条（市場メカニズム等）については、2019年12月にスペイン・マドリードでのCOP25で、2021年10月～11月に英国・グラスゴーでのCOP26で協議が行われました。COP26の主な結果は、気候変動対策の目標を1.5℃にすることが公式文章に明記された他、主要国では2030年代までに、世界全体では2040年代までに温室効果ガス排出削減措置を取っていない石炭火力発電を廃止する段階的削減の声明等が発表されました。

3 国内の動向

我が国は、2002年に京都議定書を締結し、第一約束期間(2008～2012年度)における温室効果ガス排出量を、基準年(原則1990年)比で6%削減する約束を遵守すべく、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づいて京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)を策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を講じてきました。この結果、第一約束期間中の5か年平均の総排出量は12億7,800万t-CO₂(基準年比1.4%増)、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基準年比8.7%減となり、我が国は京都議定書の目標である基準年比6%減を達成しました。

2013年11月のCOP19では、全ての国に対し、COP21に十分先立って(準備できる国は2015年第1四半期までに)2020年以降の国が決定する貢献案を示すことが招請され、我が国では、2015年7月に2030年度の削減目標を2013年度比で26.0%減(2005年度比で25.4%減)とする「日本の約束草案」を決定し、同日付けで国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、2020年10月には、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。更に2021年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度までに、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

長野県は2019年12月に、都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050ゼロカーボンを実現するため、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、エネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進めていく決意を表明しました。また、気候非常事態宣言の理念を具現化するため、2020年4月には「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の7割削減、再生可能エネルギー生産量の3倍以上への拡大などの具体的な数値目標を掲げました。更に、2020年10月には、全国で初めて2050ゼロカーボンを目指し掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立し、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するため、2021年6月に「長野県ゼロカーボン戦略」が策定されました。長野県は2050ゼロカーボンの実現に向けて、多様な主体が共創する場である「ゼロカーボン社会 共創プラットフォーム(愛称:くらしふと信州)」の参加者の募集を2022年9月から開始し、その他に、現在、様々な取組が行われています。